

総 評 相 第 38 号
平成 23 年 2 月 25 日

厚生労働省年金局長 殿

総務省行政評価局長

年金請求書に係る金融機関の証明の簡素化（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）には、年金を受け取る金融機関名、口座番号等を記載する欄が設けられている。年金請求書の記載上の注意書きによれば、同欄を記入した後、金融機関の証明印を押しってもらうか、年金事務所の窓口で預貯金通帳を持参して確認を受けることとされている。しかし、年金請求書の提出に当たっての負担軽減を図る観点から、金融機関の証明に代えて、預貯金通帳のコピーを添付することで代替できるようにしてほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、下記のとおり、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明書に代える取扱いとすることにより、請求者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、職員の統一かつ明確な取扱いを期する観点から、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）及び厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）において請求書に金融機関の証明書を添えなければならないとする規定を改正し、及びこの改正に伴う所要の措置を講ずる必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の検討結果等について、平成 23 年 9 月 30 日までにお知らせください。

記

1 老齢年金の請求手続

国民年金や厚生年金保険に加入していた者が、年金受給要件を満たし老齢年金を受けようとする場合、関係する法令の規定により、日本年金機構（以下「機構」という。）に請求書を提出しなければならない。

老齢基礎年金の請求に当たっては国民年金法施行規則第 16 条第 1 項の規定により、また、老齢厚生年金の請求に当たっては厚生年金保険法施行規則第 30 条第 1 項の規定により、それぞれ、請求書に、請求者の氏名、生年月日、基礎年金番号等を記載するほか、年金の払渡しを受ける機関に金融機関を希望する場合、払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載し、機構に提出することによって行わなければならないとされている。また、国民年金法施行規則第 16 条第 2 項又は厚生年金保険法施行規則第 30 条第 2 項の規定により、請求書に、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書を添えなければならないとされている。

上記の請求書の様式については、国民年金制度と厚生年金保険制度の両制度の共通の様式として「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が定められており、様式の「受取機関」欄には、金融機関の名称や口座番号等を記入する欄のほか、「金融機関の証明」欄が設けられている。また、請求書の記載上の注意書きには、「年金の受け取り先になりますので記入した後、金融機関の証明印を押してもらってください。または、年金事務所等の窓口で預貯金通帳を持参して確認を受けることによって金融機関の証明にかえることもできます。」と記されている。

これは、上記の金融機関の証明書を添えなければならないとする厚生省令の規定とは異なる運用であるが、昭和 50 年 11 月に発出された「金融機関の証明に関する取扱いについて」（昭和 50 年 11 月 15 日庁業発第 565 号各都道府県民生主管部（局）保険課（部）長・国民年金課（部）長あて社会保険庁年金保険部業務課長通知）に基づいている。

なお、機構の前身である旧社会保険庁では、郵送により請求書が提出された場合には、受け付けていたが、平成 17 年 10 月以降は、請求者の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢年金の受給年齢を迎える者に対して、機構（旧社会保険庁）が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した請求書を送付し、その際、請求書に必要な書類を添えて郵送により請求することができる旨を教示している。

2 公務員の退職共済年金請求手続

国家公務員が退職後に共済年金の請求を行うに当たっては国家公務員共済組合法施行規則（昭和 33 年大蔵省令第 54 号）第 114 条の規定により、また、地方公務員等が退職後に共済年金の請求を行うに当たっては地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第 120 条の規定により、それぞれ請求書に、請求者の氏名、生年月日、基礎年金番号等のほか、払渡しを受ける金融機関の名称、預金通帳の記号番号等を記載して

提出しなければならないとされている。この点については、老齢年金の場合と同様であるが、請求書に金融機関の証明書を添えなければならないとする規定はない。

これらの請求書の様式をみると、地方公務員等に係る「退職共済年金（決定、在職一部支給、退職改定）請求書」では、「年金受取機関の確認印」欄に年金受取機関の確認印を受けることとされているが、同欄自体に「年金受取機関の確認印を受けない場合は通帳の写しを添付してください」とも記されている。

また、国家公務員に係る「退職共済年金決定請求書（新規用）」では、地方公務員等に係るものと同様、「金融機関又はゆうちょ銀行の確認印」欄にこれらの機関の確認印を受けることとされているが、請求書の記入要領には、「なお、確認印を受けることが困難な場合は、預金（貯金）通帳の写し（口座名義及び口座番号または貯金通帳記号番号が記載されている面）に代えることができます。」と記されている。

3 厚生労働省の意見

年金請求書等に記載する年金受取先金融機関については、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則において「預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書」を添えなければならないとされている。

年金事務所の窓口で年金請求書等を提出する場合は、請求者に預貯金通帳を持参してもらうことで、本人名義の口座であること及び年金の振込が可能な金融機関・預金種別であることの確認が可能であることから、金融機関の証明書に代えることができる取扱いとしている。

今後、請求者の負担軽減を図るため、預貯金通帳の写しをもって上記の証明書に代えることを可能とする方向で機構と調整を進め、取扱いを変更したいと考えている。

4 改善の必要性

前述のとおり、厚生労働省は、既に、請求者の負担軽減を図るため、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明書に代える方向で検討を進めている。

しかし、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則を改正せず、通知等により運用を改め、一定の場合にこれを認めることとすると、かえって実務が複雑となり、職員間に異なる対応を引き起こし、負担を掛けることにもなりかねない事態が懸念される。

また、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明書に代えることにより、請求者が金融機関の窓口に赴くことなく請求ができることとなることから、

利便性の向上にも資するものと考えられる。

したがって、厚生労働省は、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明書に代える取扱いとすることにより、請求者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、職員の統一的かつ明確な取扱いを期する観点から、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則において請求書に金融機関の証明書を添えなければならないとする規定を改正し、及びこの改正に伴う所要の措置を講ずる必要がある。